

岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に基づく漁業許可について

令和5年10月30日

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第4条第1項第15号に掲げる漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
点火いさり漁業	塩飽海面(ただし魚礁設置区域を除く)	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月30日～令和5年11月10日

3. この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和6年3月31日までとする。